



環境金融の拡大に向けた利子補給事業

2019年度要求額
1,219百万円（1,573百万円）

背景・目的

- 「金融」は、経済活動の血流であり、経済全体に大きな影響力がある。環境金融を拡大し、その影響力を通じて、様々な経済活動を環境配慮型に誘導・促進することができる。
- コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。

事業スキーム



事業概要

※本事業は平成19年度より実施。

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業（398百万円）

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年内にCO₂排出を3%（又は5カ年内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業（821百万円）

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO₂排出量の削減・抑制状況を金融機関がモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

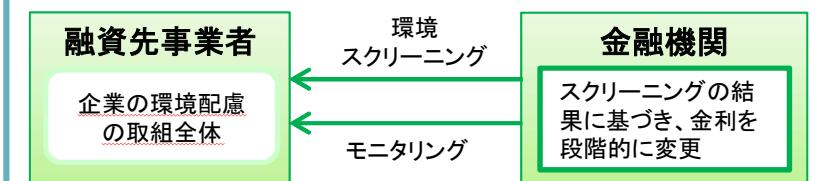
期待される効果

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

コーポレートベース

環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資



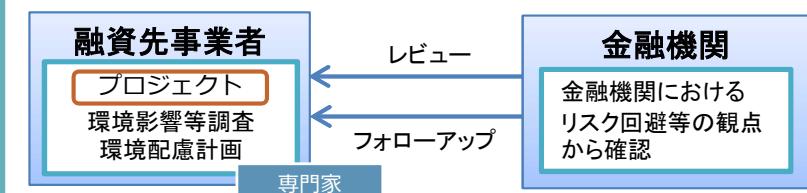
地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシングルカードローンや金融機関と事業者との相対による融資を対象とする。



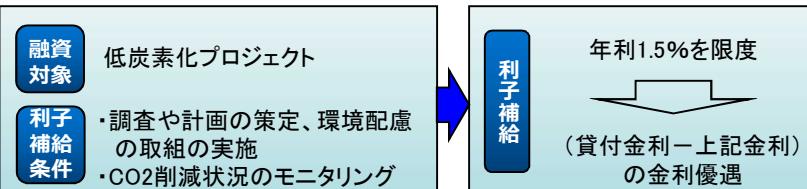
プロジェクトベース

環境リスク調査融資の概要

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資



地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。



イメージ

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進